

# 四半期報告書

平成22年6月第1四半期

〔自 平成22年4月1日〕  
〔至 平成22年6月30日〕

**トヨタ自動車株式会社**

E 0 2 1 4 4

平成22年6月第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成22年8月5日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期連結財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	38

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月5日

【四半期会計期間】 平成22年6月第1四半期  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 豊田章男

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町1番地

【電話番号】 <0565>28-2121

【事務連絡者氏名】 経理部主計室長 船崎清久

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番18号

【電話番号】 <03>3817-7111

【事務連絡者氏名】 広報部メディアリレーション室長 宮武伸次

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

会計期間	平成21年 6月 前第 1 四半期 連結累計(会計)期間	平成22年 6月 当第 1 四半期 連結累計(会計)期間	平成22年 3月期
	自 平成21年 4月 1 日 至 平成21年 6月 30日	自 平成22年 4月 1 日 至 平成22年 6月 30日	自 平成21年 4月 1 日 至 平成22年 3月 31日
売上高 (百万円)	3,836,077	4,871,825	18,950,973
税金等調整前四半期 (当期)純利益・損失(△) (百万円)	△ 138,508	263,004	291,468
当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益・損失(△) (百万円)	△ 77,822	190,466	209,456
純資産額 (百万円)	10,601,961	10,744,309	10,930,443
総資産額 (百万円)	29,404,542	29,781,535	30,349,287
1株当たり株主資本 (円)	3,209.95	3,248.10	3,303.49
基本1株当たり 当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益・損失(△) (円)	△ 24.82	60.74	66.79
希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益・損失(△) (円)	△ 24.82	60.74	66.79
株主資本比率 (%)	34.2	34.2	34.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	558,954	767,086	2,558,530
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 234,281	△ 476,103	△ 2,850,184
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 96,095	320,428	△ 277,982
現金及び現金同等物 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,689,374	2,396,439	1,865,746
従業員数 (人)	324,222	319,910	320,590

- (注) 1 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 3 売上高は消費税等を含みません。

## 2 【事業の内容】

四半期連結財務諸表提出会社（以下、当社という。）は、米国会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成しており、関係会社の範囲についても米国会計基準の定義に基づいています。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様です。

当社および当社の関係会社においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っています。

当第1 四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1 四半期連結会計期間において、あいおい損害保険㈱は、平成22年4月1日付で株式交換を行い、当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	319,910 [ 64,365]
---------	-------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社および連結子会社（以下、トヨタという。）からトヨタ外への出向者を除き、トヨタ外からトヨタへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1 四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2 臨時従業員には、期間従業員、パートタイマーおよび派遣社員が含まれています。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	70,802 [ 8,815]
---------	-----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1 四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2 臨時従業員には、期間従業員、パートタイマーおよび派遣社員が含まれています。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
			前年同四半期比(%)
自動車事業	日本	970,640 台	27.4
	北米	342,515	70.1
	欧州	83,467	△ 10.0
	アジア	299,177	56.0
	その他	97,663	36.2
	計	1,793,462	35.9
その他の事業	住宅事業	950 戸	20.6

(注) 1 「自動車事業」における生産実績は、車両（新車）生産台数を示しています。

2 「自動車事業」における「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカからなります。

#### (2) 受注状況

当社および連結製造子会社は、国内販売店、海外販売店等からの受注状況、最近の販売実績および販売見込等の情報を基礎として、見込生産を行っています。

### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		前年同四半期比(%)	
		数量	金額(百万円)	数量	金額
自動車事業	車両	1,819,995 台	3,752,103	29.9	36.6
	海外生産用部品	—	87,970	—	14.1
	部品	—	401,617	—	6.6
	その他	—	223,483	—	7.0
	計	—	4,465,173	—	30.9
金融事業	—	304,303	—	△ 3.4	
その他の事業	住宅事業	866 戸	22,222	11.9	0.8
	情報通信事業	—	11,415	—	5.5
	その他	—	68,712	—	△ 12.1
	計	—	102,349	—	△ 7.8
合計		—	4,871,825	—	27.0

(注) 1 主要な相手先別の販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、主要な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載を省略しています。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 「自動車事業」における「車両」の数量は、車両（新車）販売台数を示しています。

4 金額は外部顧客に対する売上高を示しています。

前述の当第1四半期連結会計期間における「自動車事業」の販売数量を、仕向地別に示すと、次のとおりです。

事業別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		前年同四半期比(%)	
		数量	金額(百万円)	数量	金額
自動車事業	日本	499,836 台	—	—	22.8
	北米	—	525,678	—	35.8
	欧州	—	186,990	△	12.0
	アジア	—	285,824	—	46.9
	その他	—	321,667	—	61.1
	計	1,819,995	—	—	29.9

(注) 1 上記仕向地別販売数量は、車両（新車）販売台数を示しています。

2 「自動車事業」における「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東ほかからなります。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて新たに生じた重要な事項および重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。



## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における日本、海外を合わせた自動車の連結販売台数は、182万台と、前年同四半期連結会計期間に比べて41万9千台（29.9%）の増加となりました。日本での販売台数については、全国販売店の努力により、50万台と、前年同四半期連結会計期間に比べて9万3千台（22.8%）の増加となりました。一方、海外においても、北米、アジア、その他の地域で販売台数が増加したことにより、132万台と、前年同四半期連結会計期間に比べて32万6千台（32.8%）の増加となりました。

当第1四半期連結会計期間の業績については、売上高は4兆8,718億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1兆358億円（27.0%）の増収となり、営業利益は2,116億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて4,065億円の増益となりました。営業利益の増減要因については、増益要因として、営業面の努力が4,000億円、原価改善の努力が500億円ありました。一方、減益要因として、為替変動の影響が300億円、諸経費の増加ほか100億円、その他の要因が35億円ありました。また、税金等調整前四半期純利益は2,630億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて4,015億円の増益、当社株主に帰属する四半期純利益は1,904億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて2,682億円の増益となりました。

事業別セグメントの業績は、次のとおりです。

#### ①自動車事業

売上高は4兆4,678億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1兆548億円（30.9%）の増収となり、営業利益は967億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて3,358億円の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数の増加ならびに原価改善の努力などによるものです。

#### ②金融事業

売上高は3,076億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて125億円（3.9%）の減収となりましたが、営業利益は1,151億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて655億円（2.3倍）の増益となりました。営業利益の増益は、販売金融子会社において、貸倒関連費用および残価損失関連費用が減少したことならびに融資残高が増加したことなどによるものです。

#### ③その他の事業

売上高は2,129億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて88億円（4.3%）の増収となり、営業利益は40億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて86億円の増益となりました。

所在地別の業績は、次のとおりです。

#### ①日本

売上高は2兆8,066億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて6,248億円（28.6%）の増収となり、営業損失は275億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,845億円損失が縮小しました。営業損失の縮小は、生産および販売台数の増加ならびに原価改善の努力などによるものです。

## ②北米

売上高は1兆4,836億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて3,084億円（26.2%）の増収となり、営業利益は1,097億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,134億円の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数の増加ならびに販売金融子会社において、貸倒関連費用および残価損失関連費用が減少したことなどによるものです。

## ③欧州

売上高は4,598億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて553億円（10.7%）の減収となりましたが、営業損失は68億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて136億円損失が縮小しました。

## ④アジア

売上高は8,349億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて3,408億円（69.0%）の増収となり、営業利益は902億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて633億円（3.4倍）の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数が増加したことなどによるものです。

## ⑤その他の地域（中南米、オセアニア、アフリカ）

売上高は4,537億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,104億円（32.2%）の増収となり、営業利益は410億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて236億円（2.4倍）の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数が増加したことなどによるものです。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況については、営業活動からのキャッシュ・フローは、7,670億円の資金の増加となり、前年同四半期連結会計期間が5,589億円の増加であったことに比べて、2,081億円の増加となりました。また、投資活動からのキャッシュ・フローは、4,761億円の資金の減少となり、前年同四半期連結会計期間が2,342億円の減少であったことに比べて、2,419億円の減少となりました。財務活動からのキャッシュ・フローは、3,204億円の資金の増加となり、前年同四半期連結会計期間が960億円の減少であったことに比べて、4,164億円の増加となりました。これらの増減に加え、為替換算差額を合わせますと、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、2兆3,964億円と、前連結会計年度末に比べて5,307億円（28.4%）増加しました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は、1,829億円です。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載されている当連結会計年度におけるトヨタの設備の新設等に係る投資予定金額（総額）740,000百万円について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,447,997,492	3,447,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所(東京、名古屋、大阪は市場第1部)	単元株式数 100株
計	3,447,997,492	3,447,997,492	—	—

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

＜第3回新株予約権証券（平成16年6月23日取締役会決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	10,349個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,034,900株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。</li> <li>3 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第4回新株予約権証券（平成17年6月23日取締役会決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	15,871個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,587,100株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。</li> <li>3 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第5回新株予約権証券（平成18年6月23日取締役会決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	31,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第6回新株予約権証券（平成19年6月22日取締役会決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	32,640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,264,000株
新株予約権の行使時の払込金額	7,278円
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成27年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 7,278円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第103回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第7回新株予約権証券（平成20年7月15日取締役会決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	34,940個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,494,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,726円
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,726円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第104回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



＜第8回新株予約権証券（平成21年7月15日取締役会決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	34,920個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,492,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,193円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,193円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第105回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者が、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った場合は、新株予約権を行使できないものとします。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	3,447,997	—	397,049	—	416,970

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	普通株式 350,939,700	—	—
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 3,094,587,200	30,945,872	—
単元未満株式	普通株式 2,470,592	—	—
発行済株式総数	3,447,997,492	—	—
総株主の議決権	—	30,945,872	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式312,001,600株と相互保有株式38,938,100株です。

2 「完全議決権株式(その他)」には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,100株(議決権21個)含まれています。

## ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) [自己株式]	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	312,001,600	—	312,001,600	9.05
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号	35,314,200	—	35,314,200	1.02
豊田合成(株)	愛知県清須市春日長畑 1番地	1,658,900	—	1,658,900	0.05
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100	—	473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300	—	334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600	—	294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里11番地3	222,400	—	222,400	0.01
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	211,500	—	211,500	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300	—	201,300	0.01
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100	—	100,100	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700	—	71,700	0.00
ネットトヨタ西日本(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700	—	12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200	—	10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000	—	10,000	0.00
名古屋ダイハツ(株)	愛知県名古屋市中区千代田 三丁目2番5号	10,000	—	10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900	—	9,900	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡一丁目 65番地	2,000	—	2,000	0.00
(株)神菱	兵庫県小野市匠台6番地	1,000	—	1,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200	—	200	0.00
計	—	350,939,700	—	350,939,700	10.18

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	3,830	3,660	3,385
最低(円)	3,560	3,175	3,030

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場です。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）に基づき、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定を適用し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法、即ち、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。

また、四半期連結財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日現在)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	2,396,439	1,865,746
定期預金	414,754	392,724
有価証券	1,280,854	1,793,165
受取手形及び売掛金 <貸倒引当金控除後>	1,549,333	1,886,273
金融債権<純額>	4,107,848	4,209,496
未収入金	305,642	360,379
たな卸資産	1,412,370	1,422,373
繰延税金資産	592,879	632,164
前払費用及びその他	741,110	511,284
流動資産合計	12,801,229	13,073,604
長期金融債権<純額>	5,441,768	5,630,680
投資及びその他の資産		
有価証券及びその他の 投資有価証券	2,563,312	2,256,279
関連会社に対する投資 及びその他の資産	1,757,174	1,879,320
従業員に対する 長期貸付金	66,821	67,506
その他	707,360	730,997
投資及びその他の資産合計	5,094,667	4,934,102
有形固定資産		
土地	1,252,600	1,261,349
建物	3,640,498	3,693,972
機械装置	9,025,414	9,298,967
賃貸用車両及び器具	2,519,174	2,613,248
建設仮勘定	220,968	226,212
小計	16,658,654	17,093,748
減価償却累計額<控除>	△ 10,214,783	△ 10,382,847
有形固定資産合計	6,443,871	6,710,901
資産合計	29,781,535	30,349,287

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日現在)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
短期借入債務	3,126,897	3,279,673
1年以内に返済予定の 長期借入債務	2,271,803	2,218,324
支払手形及び買掛金	1,764,163	1,956,505
未払金	634,870	572,450
未払費用	1,747,505	1,735,930
未払法人税等	141,051	153,387
その他	760,204	769,945
流動負債合計	10,446,493	10,686,214
固定負債		
長期借入債務	6,927,932	7,015,409
未払退職・年金費用	653,135	678,677
繰延税金負債	768,701	813,221
その他	240,965	225,323
固定負債合計	8,590,733	8,732,630
負債合計	19,037,226	19,418,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	397,050	397,050
発行可能株式総数： 平成22年6月30日および 平成22年3月31日現在 10,000,000,000株		
発行済株式総数： 平成22年6月30日および 平成22年3月31日現在 3,447,997,492株		
資本剰余金	501,371	501,331
利益剰余金	11,680,668	11,568,602
その他の包括利益・ 損失(△)累計額	△ 1,132,639	△ 846,835
自己株式	△ 1,260,441	△ 1,260,425
自己株式数： 平成22年6月30日現在 312,006,902株 平成22年3月31日現在 312,002,149株		
株主資本合計	10,186,009	10,359,723
非支配持分	558,300	570,720
純資産合計	10,744,309	10,930,443
契約債務及び偶発債務		
負債純資産合計	29,781,535	30,349,287

## (2) 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (平成21年6月30日に 終了した3ヶ月間)	当第1四半期連結累計期間 (平成22年6月30日に 終了した3ヶ月間)
売上高		
商品・製品売上高	3,521,081	4,567,522
金融収益	314,996	304,303
売上高合計	3,836,077	4,871,825
売上原価並びに販売費及び 一般管理費		
売上原価	3,368,860	3,972,408
金融費用	183,955	169,672
販売費及び一般管理費	478,125	518,082
売上原価並びに販売費及び 一般管理費合計	4,030,940	4,660,162
営業利益・損失(△)	△ 194,863	211,663
その他の収益・費用(△)		
受取利息及び受取配当金	22,775	28,453
支払利息	△ 8,800	△ 7,128
為替差益<純額>	27,999	7,132
その他<純額>	14,381	22,884
その他の収益・費用(△)合計	56,355	51,341
税金等調整前四半期純利益・損失(△)	△ 138,508	263,004
法人税等	△ 47,797	122,448
持分法投資損益	3,546	70,026
非支配持分控除前 四半期純利益・損失(△)	△ 87,165	210,582
非支配持分帰属損益	9,343	△ 20,116
当社株主に帰属する 四半期純利益・損失(△)	△ 77,822	190,466

1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益・損失(△)		
基    本	△ 24円82銭	60円74銭
希薄化後	△ 24円82銭	60円74銭



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (平成21年6月30日に 終了した3ヶ月間)	当第1四半期連結累計期間 (平成22年6月30日に 終了した3ヶ月間)
営業活動からのキャッシュ・フロー		
非支配持分控除前四半期純利益・損失(△)	△ 87,165	210,582
営業活動から得た現金<純額>への 非支配持分控除前四半期純利益・損失(△)の調整		
減価償却費	334,712	293,053
貸倒引当金及び金融損失引当金繰入額	38,282	△ 19,980
退職・年金費用<支払額控除後>	3,087	17,185
固定資産処分損	8,093	5,733
売却可能有価証券の未実現評価損<純額>	395	26
繰延税額	△ 22,361	37,806
持分法投資損益	△ 3,546	△ 70,026
資産及び負債の増減ほか	287,457	292,707
営業活動から得た現金<純額>	558,954	767,086
投資活動からのキャッシュ・フロー		
金融債権の増加	△ 1,832,060	△ 2,233,327
金融債権の回収及び売却	1,850,764	2,062,297
有形固定資産の購入<賃貸資産を除く>	△ 217,840	△ 144,888
賃貸資産の購入	△ 170,722	△ 307,940
有形固定資産の売却<賃貸資産を除く>	14,650	11,178
賃貸資産の売却	136,848	158,897
有価証券及び投資有価証券の購入	△ 40,710	△ 427,796
有価証券及び投資有価証券の売却及び満期償還	121,477	570,847
投資及びその他の資産の増減ほか	△ 96,688	△ 165,371
投資活動に使用した現金<純額>	△ 234,281	△ 476,103
財務活動からのキャッシュ・フロー		
長期借入債務の増加	895,918	1,000,177
長期借入債務の返済	△ 776,854	△ 611,476
短期借入債務の増加・減少(△)	△ 105,633	22,491
配当金支払額	△ 109,756	△ 78,400
自己株式の取得ほか	230	△ 12,364
財務活動から得た又は使用した(△)現金<純額>	△ 96,095	320,428
為替相場変動の現金及び現金同等物に対する影響額	16,516	△ 80,718
現金及び現金同等物純増加額	245,094	530,693
現金及び現金同等物期首残高	2,444,280	1,865,746
現金及び現金同等物四半期末残高	2,689,374	2,396,439

## 四半期連結財務諸表注記

### 1 会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、平成11年9月にニューヨーク証券取引所に上場し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に基づいて作成されています。なお、米国会計基準により要請される記載および注記の一部が省略されています。

また、特定の過年度の金額は、平成22年6月30日現在あるいは同日に終了した3ヶ月間の表示に合わせて組替えが行われ再表示されています。

トヨタが採用している会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。

#### (1) 子会社の判定基準

米国会計基準では、連結の対象となる子会社の判定を持株基準（50%超）を基礎として行っています。日本会計基準では、持株基準による子会社に加え、支配力基準による子会社を連結の対象としています。

#### (2) 持分法投資損益の表示区分

日本会計基準では、営業外損益の「持分法による投資損益」として表示していますが、米国会計基準では、「税金等調整前四半期純利益」の後に区分表示しています。

#### (3) 非支配持分

米国会計基準では、親会社持分同様、子会社における非支配持分も連結会社に対する持分とされています。これに基づき、四半期純利益を当社株主に帰属する金額と非支配持分に帰属する金額に区分して表示しています。日本会計基準では、親会社持分のみが連結会社に対する持分とされており、当社株主に帰属する金額のみを四半期純利益として表示しています。

#### (4) 未払退職・年金費用

米国会計基準では、確定給付退職後制度の積立超過または積立不足を前払退職・年金費用または未払退職・年金費用として四半期連結貸借対照表に認識し、当該財政状態の変動は、その変動が生じた四半期連結会計期間に包括利益の変動として認識されます。また、数理計算上の差異は、期首時点の当該残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合にのみ、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

日本会計基準では、退職給付債務に年金資産、過去勤務債務および回廊額と無関係に一定期間にわたり償却される数理計算上の差異の未認識残高を調整した金額を、前払年金費用または退職給付引当金として四半期連結貸借対照表に認識します。

## 2 会計方針の変更および将来適用予定の会計基準

### (1) 会計方針の変更

平成21年6月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下、FASBという。）は譲渡およびサービス業務に関する会計処理および開示の新たな指針を公表しました。この指針は、適格特別目的事業体概念の廃止および金融資産の消滅に係る要件変更ならびに金融資産の譲渡に関する追加の開示を要求しています。トヨタは平成21年11月15日より後に開始する連結会計年度の期中会計期間よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

平成21年6月、FASBは連結に関する会計処理および開示の新たな指針を公表しました。この指針は、変動持分事業体の連結に係る判定方法を変更しています。トヨタは平成21年11月15日より後に開始する連結会計年度の期中会計期間よりこの指針を適用しました。この指針の適用はトヨタの四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

### (2) 将来適用予定の最近公表された会計基準

平成22年7月、FASBは債権に関する会計処理および開示の新たな指針を公表しました。この指針は、貸出債権の信用状態および貸倒引当金に関する追加の開示を要求しています。この指針は、平成22年12月15日以降に終了する期中会計期間および連結会計年度より適用となります。マネジメントはこの指針の適用はトヨタの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えています。

## 3 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

### 税金費用の計算

税金費用は税金等調整前四半期純利益に、年間の見積実効税率を乗じることにより計算されています。この見積実効税率は投資税額控除、外国税額控除および見積実効税率に影響を及ぼすと考えられるその他の項目を反映しており、これには評価性引当金の増減も含まれます。

#### 4 デリバティブ金融商品

トヨタは、金利および為替の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引および金利オプション取引等のデリバティブ金融商品を利用しています。トヨタはデリバティブ金融商品を投機もしくは売買目的で使用していません。

##### (1) 公正価値ヘッジ

トヨタは、主に固定金利借入債務を変動金利借入債務に変換するために金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引を利用しています。トヨタは、金利の変動によるリスクを管理するために金利スワップ取引を利用しています。金利スワップ取引は、特定の借入取引とひも付きで、もしくは包括的に実行されます。トヨタは、外貨建債務の元本および利息の支払における為替変動リスクをヘッジするために、金利通貨スワップ取引を利用しています。外貨建債務は、外貨建元本および利息を、あらかじめ合意された為替レートおよび金利でそれぞれの機能通貨建債務に変換する金利通貨スワップ取引を同時に実行することによりヘッジされています。

平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間における公正価値ヘッジの非有効部分に関連する損益に金額的重要性はありません。公正価値ヘッジに関しては、デリバティブ評価損益のすべての構成要素をヘッジの有効性の評価に含めています。

##### (2) ヘッジ指定されていないデリバティブ金融商品

トヨタは、為替および金利の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引および金利オプション取引等を経済的な企業行動の観点から利用していますが、ヘッジ会計を適用することができない、もしくは適用することを選択しなかったものがあります。

(3) デリバティブ金融商品の公正価値および損益

平成22年6月30日および平成22年3月31日現在におけるデリバティブ金融商品の公正価値は次のとおりです。

	金額：百万円	
	平成22年6月30日現在	平成22年3月31日現在
ヘッジ指定されている デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動資産－前払費用及びその他	20,125	45,567
投資及びその他の資産－その他	81,574	94,430
合計	101,699	139,997
流動負債－その他	△ 25,096	△ 21,786
固定負債－その他	△ 28,675	△ 12,045
合計	△ 53,771	△ 33,831
ヘッジ指定されていない デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ		
流動資産－前払費用及びその他	45,166	54,474
投資及びその他の資産－その他	160,038	168,349
合計	205,204	222,823
流動負債－その他	△ 33,747	△ 38,152
固定負債－その他	△ 173,845	△ 179,765
合計	△ 207,592	△ 217,917
先物為替予約・オプション		
流動資産－前払費用及びその他	39,806	6,135
投資及びその他の資産－その他	22	38
合計	39,828	6,173
流動負債－その他	△ 4,575	△ 20,843
固定負債－その他	△ 36	△ 138
合計	△ 4,611	△ 20,981

平成22年6月30日および平成22年3月31日現在におけるデリバティブ金融商品の想定元本は次のとおりです。

	金額：百万円	
	平成22年6月30日現在	平成22年3月31日現在
ヘッジ指定されている デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ	1,048,977	1,168,882
合計	1,048,977	1,168,882
ヘッジ指定されていない デリバティブ金融商品：		
金利通貨スワップ	11,207,045	11,868,039
先物為替予約・オプション	1,311,781	1,487,175
合計	12,518,826	13,355,214

平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるデリバティブ金融商品およびヘッジ対象の四半期連結損益計算書への影響は次のとおりです。

	金額：百万円			
	6月30日に終了した3ヶ月間			
	平成21年		平成22年	
デリバティブ 金融商品	ヘッジ対象	デリバティブ 金融商品	ヘッジ対象	
公正価値ヘッジ指定されている デリバティブ金融商品：				
金利通貨スワップ				
金融費用(△)	132,288	△ 134,357	△ 46,094	46,934
支払利息(△)	14	△ 14	0	△ 0
ヘッジ指定されていない デリバティブ金融商品：				
金利通貨スワップ				
金融費用(△)	79,420		9,071	
為替差益・差損(△)＜純額＞	△ 58		△ 3,117	
先物為替予約・オプション				
金融費用(△)	△ 11,284		9,024	
為替差益・差損(△)＜純額＞	15,170		69,557	

ヘッジ指定されていないデリバティブ金融商品についても、為替および金利の変動によるリスクをヘッジするために利用しており、対象となる債権債務と経済的なリスクを相殺する関係にあります。

#### (4) 信用リスクに関する偶発条項

トヨタは金融機関との間で国際スワップ・デリバティブズ協会に基づく基本契約を締結しています。この契約には、格付けが特定の水準を下回った場合に、取引相手より契約の清算あるいは資産の提供が求められる偶発条項が含まれています。

平成22年6月30日現在において、偶発条項を有し、純額で負債となっているデリバティブ金融商品の公正価値は100,155百万円であり、取引相手に提供している資産の公正価値は27,639百万円です。また、平成22年6月30日現在において、仮に偶発条項に定められた条件に合致した場合、契約の清算あるいは提供に必要な資産の公正価値は最大で100,155百万円です。

## 5 偶発債務

トヨタは、トヨタの製品販売にあたり、販売店と顧客が締結した割賦契約について、販売店の要請に応じ顧客の割賦債務の支払いに関し保証を行っています。顧客が必要な支払を行わない場合には、トヨタに保証債務を履行する責任が発生します。

将来の潜在的保証支払額は、平成22年6月30日現在、最大で1,627,664百万円です。トヨタは、保証債務の履行による損失の発生に備え未払費用を計上しており、平成22年6月30日現在の残高は、8,364百万円です。保証債務を履行した場合、トヨタは、保証の対象となった主たる債務を負っている顧客から保証支払額を回収する権利を有します。

トヨタは、トヨタ車の安全性について潜在的問題がある場合に適宜リコール等の市場処置（セーフティ・キャンペーンを含む）を発表しています。トヨタは、平成21年11月、北米において、アクセルペダルがフロアマットに引っ掛かり戻らなくなる問題に関連して、特定車種のセーフティ・キャンペーンを実施し、その後セーフティ・キャンペーンの対象車種を拡大しました。平成22年1月、北米、欧州および中国等においてアクセルペダルの不具合に関連した特定車種のリコールを実施することを決定しました。また、平成22年2月、日本、北米および欧州等においてプリウスなどの制動装置に関するリコールを実施することを決定しました。前述のリコール等の市場処置をめぐり、以下に述べるとおり、米国では政府による調査に加え、トヨタに対する申し立ておよび訴訟が提起されています。

平成21年11月以降、トヨタ車、レクサス車およびサイオン車には意図せぬ加速を招く欠陥のある車種が含まれていると主張する約200件の集団訴訟（以下、意図せぬ加速集団訴訟という。）が提起されています。多くの意図せぬ加速集団訴訟では、フロアマットおよびアクセルペダルに関する不具合は、意図せぬ加速に関して起こり得る不具合の範囲を完全に網羅していないと主張しています。原告は、電子スロットル制御システムが真の原因であること、およびトヨタが電子スロットル制御システムに問題があることを知っていたにもかかわらず消費者への情報提供を怠ったとの主張をしています。一般に、意図せぬ加速集団訴訟では、車の価値の下落に対する損害賠償請求などが起きています。平成22年4月、カリフォルニア中部地区連邦地方裁判所において、約190件の連邦訴訟が多管轄係属訴訟として一本化されました。また、意図せぬ加速に関連して、約200件の個別の人身傷害に関わる製造物責任訴訟がトヨタに対して提起されています。これらの多くは、当該多管轄係属訴訟に併合されているかされる可能性が高く、その他は、米国の様々な州裁判所において係争中です。当該連邦訴訟は初期段階にあり、現在訴訟の体制および進行協議が中心に行われています。さらに、カリフォルニア州を含む様々な州裁判所において、約10件の集団訴訟が提起されています。申し立ての内容は、連邦裁判所における集団訴訟と同様です。カリフォルニア州における集団訴訟のうちの1件は、オレンジ郡の検察当局により提起されており、トヨタが欠陥車を販売し、その結果として所有するトヨタ車の価値が低下したことで消費者が被害を被ったと主張して法定罰則等を求めています。

平成22年2月上旬、連邦および州裁判所において、トヨタに対して、様々なハイブリッド車で一定の道路状況における走行時に、タイムリーに停止することができない現象が発生するブレーキシステムの欠陥があると主張する約10件の集団訴訟が提訴されました。原告は、本件ブレーキシステム問題への対策は平成22年1月以降の車両生産において実施され、また一部の車両の既存の所有者に対しては当該対策が提示されたものの、全ての所有者およびリース顧客が保有する車両の価値の低下により被った損害の賠償を求めています。更に原告は、トヨタに修理その他措置を命ずる強制命令の発令、懲罰的損害賠償その他救済を求めています。

平成22年2月から4月までの間に、トヨタに対して、トヨタの米国預託証券および普通株式の投資家を代表する6件の株主集団訴訟が提起されました。これらの株主集団訴訟における申し立てにおいて原告は、被告が虚偽または誤解を招く恐れのある開示を行い、多数の車種における突然の意図せぬ加速に関する問題あるいはその原因の開示を怠ったなどと主張しています。その後、これらの株主集団訴訟はカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所で一つの訴訟に併合されました。原告は、今後の裁判で示される額の金銭的損害賠償、利息および弁護士費用を要求しています。

平成22年5月21日、トヨタの取締役および役員の一部に対して、ロサンゼルス郡のカリフォルニア州地方裁判所において、株主代表訴訟が提起されました。本件における申し立てにおいて原告は、株主集団訴訟における申し立てと同様の事実を主張し、トヨタ車の設計上の欠陥への対処に関連して、およびその結果として、被告が注意義務および忠実義務に違反し、不当に利益を得るとともに、会社の資産を減少させたとの主張をしています。原告は、原告が主張している意図せぬ加速の問題への対応の誤りおよび正確かつ適時の開示を行わなかったことによりトヨタが被った損害を、賠償することを求めています。

平成22年7月、トヨタに対して、ロサンゼルス郡のカリフォルニア州地方裁判所において、米国外の証券取引所で取引される当社およびトヨタ モーター クレジット(株)の社債購入者を代表する社債権者集団訴訟が提起されました。本件における申し立てにおいて原告は、カリフォルニア州の証券法違反、詐欺、善管注意義務違反およびその他の州法に基づく主張をしています。

トヨタは、これら全ての訴訟に関して抗弁を有していると考えており、適切に弁明していきます。

平成22年2月、トヨタは、ニューヨーク州南部地区の連邦検察官から召喚状を、米国証券取引委員会から任意要請および召喚状を、それぞれ受領しました。これらの召喚状および任意要請では主に、意図せぬ加速に関する書類および一定の財務記録の提出が要求されています。これらは両当局による協同調査であり、書類の開示に加え、トヨタ関係者および非トヨタ関係者へのインタビューが要請されています。また、平成22年6月、トヨタは、米国証券取引委員会から任意要請および召喚状を、ニューヨーク州南部地区の連邦検察官から召喚状を、それぞれ受領しました。これらの任意要請および召喚状では主に、ステアリング・リレー・ロッドに関する書類の提出が要求されています。

平成22年1月から3月の間に、トヨタは米連邦高速道路交通安全局（以下、NHTSAという。）から、アクセルペダルがフロアマットに引っ掛かり戻らなくなる問題に関連するリコールおよびアクセルペダルの不具合に関連するリコールについて、3件の正式な問い合わせを受けました。最初の2件の問い合わせ（「TQ10-001」および「TQ10-002」）では、それぞれフロアマットの引っ掛かりおよびアクセルペダルの不具合に関連したリコール発表のタイミングについて取り上げられています。3件目の問い合わせ（「RQ10-003」）では、リコールの対象範囲および意図せぬ加速全般について触れられています。

平成22年4月19日、トヨタおよびNHTSAは、「TQ10-002」を解決するための和解を発表し、これによりトヨタは米財務省に16,375千米ドルを支払いました。トヨタは米国車両安全法またはその施行規則に違反したとの主張を否定しましたが、NHTSAとの争いの長期化および潜在的訴訟を避けるために支払いに同意しました。「TQ10-001」は現在も調査継続中です。また「RQ10-003」については、平成22年6月4日にトヨタが最終の回答を提出しました。

平成22年5月10日、トヨタはNHTSAから、NHTSAが平成17年のピックアップトラックおよびスポーツユーティリティークルのステアリング・リレー・ロッドの不具合問題に関連するリコールについて適時性調査（「TQ10-004」）を開始したとの通知を受けました。平成22年6月14日、トヨタは、「TQ10-004」についての最初の回答を提出しました。



また、トヨタは、数々のリコール、最近のリコールの根底にある事実、およびそれらのリコールに関連した顧客への対応に関して、45の州の司法長官による執行委員会を含む様々な州の司法長官および地方政府機関から、召喚状および正式ならびに非公式の要請を受けました。

トヨタは、一般に現在行われている当局による調査に協力しています。

前述のリコール等の市場処置をめぐり、上記のとおり、米国では政府による調査に加え、トヨタに対する申し立ておよび訴訟が提起されています。平成22年6月30日現在、これらの訴訟に関して見積計上した金額は、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすものではありません。トヨタは、見積計上した金額以上の賠償責任の有無およびそれに伴う損害賠償の金額ならびに損失の範囲を現時点で予測することはできませんが、これらの訴訟および調査の結果によっては、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

トヨタは、米国で新車購入者を代表する全国的な集団訴訟の被告として他の自動車メーカーや米国・カナダのディーラー協会などとともに指名されました。

この訴えで原告は、カナダの市場向けに製造された車両の米国民への販売を被告らが結託して妨害したのは、シャーマン反トラスト法に違反するとして、当該違反行為の差し止めおよび独占禁止法に基づく3倍の損害賠償を求めています。なお、具体的な損害賠償金額は提示されていません。トヨタでは、問題ある行為はなかったと考えてはいますが、早期解決を勘案し原告側と和解契約を締結しました。現在、原告およびトヨタは、和解契約について裁判所の承認を待っており、同承認が下り次第、原告側が訴訟を取り下げ、全ての訴訟が終了する予定です。

この他にも、トヨタに対して、米国における製造物責任に関する請求を含む、様々な訴訟、行政手続や賠償請求が行われています。トヨタは、現時点では、これらの訴訟等に関連して見積計上した金額以上の賠償責任の有無およびそれに伴う損害賠償の金額ならびに損失の範囲を予測することができません。しかし、現時点で利用可能な情報に基づき、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な影響を与えることはないと考えています。

欧州連合は加盟国に対し、各自動車メーカーが廃棄自動車の回収およびその後の解体とリサイクル費用を負担する法令等を制定するよう指令しました。現時点では、特に自動車メーカーの責任および結果として生じる費用負担に関し、それぞれの加盟国で制定される法令の実施面において、不確実性が存在しています。トヨタは現時点で成立している法令に基づき、見積債務を計上しています。トヨタは、指令を遵守することで重要な現金支出が必要になるとは考えていませんが、引き続き、将来の法令の制定がトヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに与える影響を評価しています。

## 6 セグメント情報

### 【セグメント情報】

以下に報告されているオペレーティング・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業損益がマネジメントによって経営資源の配分の決定および業績の評価に定期的に使用されているものです。

トヨタの世界的事業の主要部分は、自動車および金融で成り立っています。自動車セグメントでは、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っています。金融セグメントでは、主として当社および当社の関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両および機器のリース事業を行っています。その他セグメントでは、住宅の設計、製造および販売、情報通信事業等を行っています。

以下は、平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるトヨタの事業別セグメント、所在地別および海外売上高に関する情報です。

#### (1) 事業別セグメント情報

前第1四半期連結累計期間（平成21年6月30日に終了した3ヶ月間）

（単位：百万円）

	自動車	金融	その他	消去	連結
売上高					
外部顧客への売上高	3,410,071	314,996	111,010	—	3,836,077
セグメント間の 内部売上高	2,896	5,153	93,139	△ 101,188	—
計	3,412,967	320,149	204,149	△ 101,188	3,836,077
営業費用	3,652,104	270,532	208,695	△ 100,391	4,030,940
営業利益・損失(△)	△ 239,137	49,617	△ 4,546	△ 797	△ 194,863

当第1四半期連結累計期間（平成22年6月30日に終了した3ヶ月間）

（単位：百万円）

	自動車	金融	その他	消去	連結
売上高					
外部顧客への売上高	4,465,173	304,303	102,349	—	4,871,825
セグメント間の 内部売上高	2,629	3,362	110,526	△ 116,517	—
計	4,467,802	307,665	212,875	△ 116,517	4,871,825
営業費用	4,371,103	192,555	208,869	△ 112,365	4,660,162
営業利益	96,699	115,110	4,006	△ 4,152	211,663

## (2) 所在地別情報

前第1四半期連結累計期間（平成21年6月30日に終了した3ヶ月間）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	その他	消去	連結
売上高							
外部顧客への売上高	1,398,778	1,155,390	500,055	457,940	323,914	—	3,836,077
所在地間の 内部売上高	783,029	19,840	15,018	36,169	19,392	△ 873,448	—
計	2,181,807	1,175,230	515,073	494,109	343,306	△ 873,448	3,836,077
営業費用	2,393,809	1,178,867	535,460	467,207	325,923	△ 870,326	4,030,940
営業利益・損失(△)	△ 212,002	△ 3,637	△ 20,387	26,902	17,383	△ 3,122	△ 194,863

当第1四半期連結累計期間（平成22年6月30日に終了した3ヶ月間）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	その他	消去	連結
売上高							
外部顧客への売上高	1,782,892	1,459,007	444,450	775,681	409,795	—	4,871,825
所在地間の 内部売上高	1,023,710	24,630	15,361	59,159	43,936	△1,166,796	—
計	2,806,602	1,483,637	459,811	834,840	453,731	△1,166,796	4,871,825
営業費用	2,834,101	1,373,935	466,648	744,615	412,651	△1,171,788	4,660,162
営業利益・損失(△)	△ 27,499	109,702	△ 6,837	90,225	41,080	4,992	211,663

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカからなります。

売上高は、外部顧客に対して販売している当社または連結子会社の所在国の位置を基礎とした地域別に集計されています。

事業別セグメントもしくは所在地間取引は、マネジメントが独立企業間価格であると考えている価格で行っています。報告セグメントの損益を測定するにあたって、営業利益は売上高から営業費用を控除したものとして計算しています。

### (3) 海外売上高

以下は、平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間におけるトヨタの本邦以外の国または地域における売上高です。

トヨタは、米国会計基準で要求される開示に加え、財務諸表利用者には有用な情報を提供するため、当該情報を開示しています。

#### 前第1四半期連結累計期間（平成21年6月30日に終了した3ヶ月間）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	1,176,923	495,472	514,791	515,047	2,702,233
連結売上高(百万円)	—	—	—	—	3,836,077
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	30.7	12.9	13.4	13.4	70.4

#### 当第1四半期連結累計期間（平成22年6月30日に終了した3ヶ月間）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	1,477,238	415,965	811,263	808,216	3,512,682
連結売上高(百万円)	—	—	—	—	4,871,825
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	30.3	8.5	16.7	16.6	72.1

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東ほかからなります。

## 7 1株当たり情報

平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間の基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益・損失(△)の差異の調整は次のとおりです。

	金額：百万円		単位：千株	
	当社株主に 帰属する四半期 純利益・損失(△)	加重平均 株式数	1株当たり当社株主 に帰属する四半期 純利益・損失(△)	
平成21年6月30日に終了した3ヶ月間：				
普通株式に係る基本1株当たり 当社株主に帰属する四半期純損失(△)	△ 77,822	3,135,918	△ 24円82銭	
希薄化の影響				
希薄化効果を有するストックオプション	—	—		
普通株式に係る希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する四半期純損失(△)	△ 77,822	3,135,918	△ 24円82銭	
平成22年6月30日に終了した3ヶ月間：				
普通株式に係る基本1株当たり 当社株主に帰属する四半期純利益	190,466	3,135,991	60円74銭	
希薄化の影響				
希薄化効果を有するストックオプション	(1)	—		
普通株式に係る希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する四半期純利益	190,465	3,135,991	60円74銭	

平成21年6月30日に終了した3ヶ月間において当社株主に帰属する四半期純損失(△)が計上されたことにより、すべてのストックオプションは逆希薄化効果を有しているため、平成21年6月30日に終了した3ヶ月間の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純損失(△)の計算には含まれていません。

特定のストックオプションは、権利行使価格が普通株式の期中平均株価より高かったため、平成22年6月30日に終了した3ヶ月間の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算には含まれていません。

トヨタは、米国会計基準で要求される開示に加え、日本における財務諸表利用者には有用な情報を提供するため、以下の情報を開示しています。

平成22年6月30日および平成22年3月31日現在における1株当たり株主資本は次のとおりです。

なお、1株当たり株主資本は、連結貸借対照表の株主資本を四半期末(期末)発行済株式数(自己株式を除く)で除すことにより計算しています。

	金額：百万円		単位：千株	
	株主資本	四半期末(期末) 発行済株式数 (自己株式を除く)	1株当たり 株主資本	
平成22年6月30日現在	10,186,009	3,135,990	3,248円10銭	
平成22年3月31日現在	10,359,723	3,135,995	3,303円49銭	

平成22年6月24日に開催された定時株主総会で承認され、平成22年6月25日に効力発生した期末現金配当金の総額は78,400百万円であり、1株当たり配当額は25円です。

## 8 公正価値測定

トヨタは米国会計基準に基づき、公正価値をその測定に用いた情報によって以下の3つのレベルに分類しています。

### レベル1

活発な市場における同一資産および負債の市場価格

### レベル2

活発な市場における類似資産および負債の市場価格、活発でない市場における同一または類似資産および負債の市場価格、もしくは市場価格以外の観測可能な市場情報を基に測定した評価額

### レベル3

報告企業自身の仮定を使用した、観測不能な情報を基に測定した評価額

平成22年6月30日および平成22年3月31日現在において、トヨタが継続的に公正価値で測定している資産および負債は次のとおりです。

金額：百万円				
平成22年6月30日現在				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
現金同等物	1,053,488	74,598	—	1,128,086
定期預金	—	325,000	—	325,000
有価証券及び その他の投資有価証券				
国債	2,474,578	—	—	2,474,578
株式	874,768	—	—	874,768
その他	31,542	348,003	—	379,545
デリバティブ金融商品	—	328,544	18,187	346,731
合計	4,434,376	1,076,145	18,187	5,528,708
負債：				
デリバティブ金融商品	—	△ 256,512	△ 9,462	△ 265,974
合計	—	△ 256,512	△ 9,462	△ 265,974
金額：百万円				
平成22年3月31日現在				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
現金同等物	677,442	69,702	—	747,144
定期預金	—	173,500	—	173,500
有価証券及び その他の投資有価証券				
国債	2,654,829	—	—	2,654,829
株式	852,775	—	—	852,775
その他	37,296	370,933	13,134	421,363
デリバティブ金融商品	—	349,556	19,437	368,993
合計	4,222,342	963,691	32,571	5,218,604
負債：				
デリバティブ金融商品	—	△ 259,184	△ 13,545	△ 272,729
合計	—	△ 259,184	△ 13,545	△ 272,729

上記の資産および負債の概要、ならびに公正価値を測定するために用いた評価手法および主要な情報は次のとおりです。

(1) 現金同等物および定期預金

現金同等物は、契約上の満期が3ヶ月以内のマネー・マーケット・ファンド等から構成されています。定期預金は、契約上の満期が3ヶ月超の譲渡性預金です。これらの投資は流動性が高く、主に市場価格により測定しています。

(2) 有価証券及びその他の投資有価証券

有価証券及びその他の投資有価証券は、国債および株式等から構成されています。平成22年3月31日および平成22年6月30日現在、国債の構成割合は、それぞれ日本国債76%、米国・欧州の外国債24%、および日本国債74%、米国・欧州の外国債26%となっており、株式はそれぞれ88%および87%が日本市場の上場株式です。これらは、それぞれ同一資産の市場価格により測定しています。その他にはコマーシャル・ペーパー等が含まれ、主に類似資産の市場価格または活発でない市場における同一資産の市場価格により測定しています。

(3) デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品の概要については、注記4を参照ください。デリバティブ金融商品は、金利、為替レートなどの観測可能な市場情報および契約条項を利用した標準的な評価手法を用いて測定しており、測定に重要な判断を必要としません。観測可能な市場情報を入手できない場合には、取引相手から入手した価格やその他の市場情報により測定し、観測可能な市場情報を用いて当該価格の変動の妥当性を検証しています。また、倒産確率などを用い、取引相手およびトヨタの信用リスクを考慮して測定しています。

平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間において、レベル3に分類された、継続的に公正価値で測定している資産および負債に重要な変動はありません。

特定の資産および負債は非継続的に公正価値で測定されますが、平成21年6月30日および平成22年6月30日に終了した各3ヶ月間において、非継続的に公正価値で測定された資産および負債に重要なものはありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 6 日

トヨタ自動車株式会社

取締役会 御 中

## あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 勝 則
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	初 川 浩 司
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山 本 房 弘
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	西 川 浩 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ自動車株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注1、注2及び注3参照)に準拠して、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 5 日

トヨタ自動車株式会社

取締役会 御 中

## あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 勝 則
指定社員 業務執行社員	公認会計士	初 川 浩 司
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 房 弘
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 川 浩 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ自動車株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注1、注2及び注3参照)に準拠して、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月5日

**【会社名】** トヨタ自動車株式会社

**【英訳名】** TOYOTA MOTOR CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 豊田章男

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 愛知県豊田市トヨタ町1番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 豊田 章男は、当社の平成22年6月第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。